

総務委員会資料

1 令和7年第1回定例会提出予定議案の説明

(11)議案第1号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

資料 新旧対照表

令和7年2月12日
総務企画局

川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例 令和4年12月28日条例第76号 附 則 (略) 6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第8号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は1,000,000円以下の罰金に処する。 (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者 (2) 附則第3項第2号に掲げる者 7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は500,000円以下の罰金に処する。 (略)	○川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例 令和4年12月28日条例第76号 附 則 (略) 6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第8号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は1,000,000円以下の罰金に処する。 (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者 (2) 附則第3項第2号に掲げる者 7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は500,000円以下の罰金に処する。 (略)

川崎市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市職員の分限に関する条例 昭和26年10月18日条例第45号 (失職の例外) 第4条の2 法第16条第1号の規定に該当するに至った職員のうち、<u>拘禁刑</u>に処せられその刑の執行を猶予された者については、その罪が過失によるものであり、かつ、その情状を考慮する必要を特に認めたときは、任命権者は別に市長の定める分限委員会にはかり、その職を失わないものとすることができる。	○川崎市職員の分限に関する条例 昭和26年10月18日条例第45号 (失職の例外) 第4条の2 法第16条第1号の規定に該当するに至った職員のうち、<u>禁錮の刑</u>に処せられその刑の執行を猶予された者については、その罪が過失によるものであり、かつ、その情状を考慮する必要を特に認めたときは、任命権者は別に市長の定める分限委員会にはかり、その職を失わないものとするすることができる。

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市職員の給与に関する条例 昭和32年11月20日条例第29号 第14条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 （1） 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員 （2） 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員 （3） 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの （4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第14条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 （1） 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 （2） 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者が	○川崎市職員の給与に関する条例 昭和32年11月20日条例第29号 第14条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 （1） 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員 （2） 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員 （3） 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの （4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第14条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 （1） 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮(こ)</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 （2） 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者が

改正後	改正前
ら聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。	ら聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差し処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差し処分後の事情の変化を理由に、当該一時差し処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。	2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差し処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差し処分後の事情の変化を理由に、当該一時差し処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
3 任命権者は、一時差し処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 （1） 一時差し処分を受けた者が当該一時差し処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 （2） 一時差し処分を受けた者について、当該一時差し処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合 （3） 一時差し処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差し処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合	3 任命権者は、一時差し処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 （1） 一時差し処分を受けた者が当該一時差し処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮(こ)</u>以上の刑に処せられなかった場合 （2） 一時差し処分を受けた者について、当該一時差し処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合 （3） 一時差し処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差し処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
4 前項の規定は、任命権者が、一時差し処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差し処分を取り消すことを妨げるものではない。	4 前項の規定は、任命権者が、一時差し処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差し処分を取り消すことを妨げるものではない。
5 任命権者は、一時差し処分を行おうとする場合は、あらかじめ、人事委員会に協議しなければならない。	5 任命権者は、一時差し処分を行おうとする場合は、あらかじめ、人事委員会に協議しなければならない。
6 任命権者は、一時差し処分を行う場合は、当該一時差し処分を受けるべ	6 任命権者は、一時差し処分を行う場合は、当該一時差し処分を受けるべ

改正後	改正前
き者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。 7 任命権者は、第2項の規定による一時差止処分の取消しの申立てがなされた場合には、速やかに、その取扱いについて人事委員会に協議しなければならない。 8 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。	き者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。 7 任命権者は、第2項の規定による一時差止処分の取消しの申立てがなされた場合には、速やかに、その取扱いについて人事委員会に協議しなければならない。 8 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

川崎市職員退職年金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市職員退職年金条例 昭和29年12月27日条例第39号 第10節 給付の制限 (給付の制限) 第44条 この条例に基づく給付を受ける者が、故意又は重大な過失により給付理由を発生させたときは、その給付の全部又は一部を支給しないことができる。 第45条 職員が死刑又は無期若しくは3年をこえる<u>拘禁刑</u>に処せられて退職したときは、その時以後、その時以前の職員であった期間に係る給付は支給しない。 2 職員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その時まで引き続いた職員であった期間に係る給付は支給しない。 (1) 3年以下の<u>拘禁刑</u>に処せられて退職した場合 (2) 懲戒処分によって退職した場合 第46条 職員であった者が死刑又は無期、若しくは3年をこえる<u>拘禁刑</u>に処せられたときは、その時以後、その時以前職員であった期間に係る給付は支給しない。 2 職員であった者が在職中職務に関する犯罪（過失犯を除く。）によって3年以下の<u>拘禁刑</u>に処せられたときは、その時以後、その犯罪の時を含む引き続いた職員であった期間に係る給付は支給しない。 3 前項の場合において同項の犯罪の時を含む引き続いた職員であった期間以外の職員であった期間があるときは、その期間のみについて給付を支給する。ただし、その給付が年金である給付でないときは、この限りでない。 4 遺族年金を受ける者が第1項の刑に処せられたときは、その時以後、その者には遺族年金を支給しない。 第47条 <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられても、その刑の執行を受ける者に支給すべき年金である給付は、その刑の執行を受ける間その支給を停止する。	○川崎市職員退職年金条例 昭和29年12月27日条例第39号 第10節 給付の制限 (給付の制限) 第44条 この条例に基づく給付を受ける者が、故意又は重大な過失により給付理由を発生させたときは、その給付の全部又は一部を支給しないことができる。 第45条 職員が死刑又は無期若しくは3年をこえる<u>懲役、若しくは禁この刑</u>に処せられて退職したときは、その時以後、その時以前の職員であった期間に係る給付は支給しない。 2 職員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その時まで引き続いた職員であった期間に係る給付は支給しない。 (1) 3年以下の<u>懲役又は禁この刑</u>に処せられて退職した場合 (2) 懲戒処分によって退職した場合 第46条 職員であった者が死刑又は無期、若しくは3年をこえる<u>懲役、若しくは禁この刑</u>に処せられたときは、その時以後、その時以前職員であった期間に係る給付は支給しない。 2 職員であった者が在職中職務に関する犯罪（過失犯を除く。）によって3年以下の<u>懲役又は禁この刑</u>に処せられたときは、その時以後、その犯罪の時を含む引き続いた職員であった期間に係る給付は支給しない。 3 前項の場合において同項の犯罪の時を含む引き続いた職員であった期間以外の職員であった期間があるときは、その期間のみについて給付を支給する。ただし、その給付が年金である給付でないときは、この限りでない。 4 遺族年金を受ける者が第1項の刑に処せられたときは、その時以後、その者には遺族年金を支給しない。 第47条 <u>禁こ</u>以上の刑に処せられても、その刑の執行を受ける者に支給すべき年金である給付は、その刑の執行を受ける間その支給を停止する。